

# 保育料の「寡婦（夫）控除等みなし適用」のご案内

「婚姻歴のないひとり親家庭」の保育料を軽減する制度（「寡婦（夫）控除のみなし適用」）を実施します。

ひとり親家庭のうち、死別、離婚によるひとり親家庭、市町村民税及び所得税の寡婦（夫）控除等の対象となる一方で、未婚のひとり親家庭については、寡婦（夫）控除等の対象外となっており、同じ所得額等であっても税額に差が生じ、市町村民税を算定基準とする保育料についても差が生じる場合があります。このような状況を解消するため、未婚のひとり親家庭に対し、寡婦（夫）に該当するものとみなします。

## 1. 対象者

新制度の給付対象施設・事業（保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業等）を利用し、所得を計算する年の12月31日（4～8月分の保育料については前々年、9～3月分については前年）において、①～④のすべてを満たす方

- ① 婚姻をしたことがなく、現在も婚姻状態にない母又は父であり、生計を同じくする20歳未満の子がいる人
- ② ①の子は、総所得金額等38万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない人
- ③ 父の場合は、合計所得金額500万円以下の人
- ④ 事実上の婚姻関係（内縁関係等）にないこと

※生活保護受給者、非課税の方は対象外です。

※離婚等の方で寡婦（夫）控除を受けていない方は、確定申告により税額が変更した場合、保育料を再算定します。（みなし適用は対象外です）

## 2. 申請方法

役場 福祉児童課へ以下の書類を提出ください。

- ① 保育料等寡婦（夫）控除等みなし適用申請書
- ② 申請者の所得証明書（合計所得が分かるもの）

（ただし、4月～8月分保育料は前年1月1日現在、9～3月分保育料は今年1月1日現在、扶桑町にお住まいの方は不要です）

※寡婦（夫）控除のみなし適用は、申請のあった月の翌日から適用します。

## 3. 注意事項

- ① 寡婦（夫）控除等みなし適用の結果、保育料が減額されない場合があります。
- ② みなし適用を受けても、税額そのものは変更になりません。
- ③ 虚偽の申請をした場合、みなし適用を取り消すほか、保育料の減額分など全額返還していただきます。
- ④ みなし適用の期間終了後も適用を受ける場合は、年度更新の手続が必要です。

## 4. お問い合わせ先

扶桑町役場 福祉児童課（TEL0587-93-1111 内線226）



# 保育料等寡婦（夫）控除みなし適用申請書

平成 年 月 日

扶桑町長 様

申請者 住 所 扶桑町大字  
氏 名  
電話番号

印

保育所（園）保育料の算定にあたり、寡婦（夫）控除のみなし適用を受けたいので添付書類を添えて下記のとおり申請いたします。

利用施設名			
児 童 名	児童生年月日	年	月 日

私は、所得を計算する対象となる 12 月 31 日（4～8 月分の保育料の場合前々年、9～3 月分の保育料の場合前年）現在及び申請日現在、次の 1～3 のいずれかに該当していることを申し立てます。（該当番号を○で囲んでください）

1. 婚姻歴がなく、また現在婚姻状態（事実婚含む）にない母であり、生計を一にする 20 歳未満の子がいる人
2. 1 であり、かつ 20 歳未満の子を税法上扶養しており、合計所得金額が 500 万円以下の人
3. 婚姻歴がなく、また現在婚姻状態（事実婚含む）にない父であり、生計を一にする 20 歳未満の子がおり、合計所得金額 500 万円以下の人

※この場合の子は、総所得金額等が 38 万円以下であり、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない場合に限ります。

私は、寡婦（夫）控除のみなし適用に関して、要件確認を行うために必要な範囲で、児童扶養手当に関する情報、並びに私の課税状況、住民票の世帯状況、及び戸籍状況を調査することに同意します。

また、この申請内容に虚偽があった場合、寡婦（夫）控除のみなし適用の取り消し、当該申請において適用された保育料の減額分を全額納付することに同意します。

年 月 日 氏名

印

## 【添付資料】

- ・ 申請者の所得証明書（合計所得が分かるもの）  
（4 月～8 月分保育料は前年 1 月 1 日現在、9～3 月分保育料は今年 1 月 1 日現在、扶桑町にお住まいでない方のみ）

## 【注意事項】

- ・ みなし適用の期間終了後も適用を受ける場合は、再度申請が必要です。